**平成２４年（フ）第１８１号**
兵庫県尼崎市西立花町１丁目15番１号、住民票上の住所兵庫県西宮市上田中町３番50号
破産者　ツシマテントこと　新井　末子
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第２３１号**
兵庫県尼崎市武庫之荘４丁目９番８号　プレジールＹ＆Ｋ101号
破産者　南　　善克
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２１号**
和歌山県御坊市島667番地６
破産者　小林ひとみ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２３年（フ）第１５４号**
愛媛県松山市祓川２丁目４番９号
破産者　山﨑　享子
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３８０号**
愛媛県松山市祓川２丁目４番９号
破産者　山﨑　信男
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４号**
愛媛県東温市南方６番地２
破産者　大月日出男
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３２６号**
佐賀県佐賀市新栄西２丁目４番８号
破産者　上村　智子
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第５３号**
佐賀県佐賀市紺屋町４番16号
破産者　宮崎八重子
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第６２号**
佐賀県多久市北多久町大字小侍2564番地６
破産者　今村　和敏
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４号**
青森県三沢市松園町２丁目12番33号
破産者　生江　公輔
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２４年（フ）第２７号**
青森県十和田市西二十一番町52番20―９号
破産者　上明戸　尚
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２４年（フ）第３３号**
宮城県仙台市若林区大和町２―25―19　コーポ大和101号室、住民票上の住所青森県十和田市大字三本木字西金崎４番地２　八甲団地１号棟34号
破産者　櫻庭　仁志
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２４年（フ）第４０号**
青森県上北郡東北町字内蛯沢向18番地１
破産者　蛯名ひろ子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第６２号**
岩手県北上市大堤北１丁目６番13号
破産者　小原　　昇
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２４年（フ）第１７号**
宮城県石巻市開成１番地29　仮設開成第十一団地33―８号、前住所宮城県石巻市門脇町２丁目５番４号
破産者　岩間　文孝
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２３年（フ）第５２号**
山形県新庄市十日町6373番地の89
破産者　佐藤　　剛
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２４年（フ）第２７号**
茨城県取手市井野台１丁目７番15号、前住所茨城県取手市青柳122番地３
破産者　田村　幹夫
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係